

令和4年 第2回大崎市教育委員会定例会会議録

1 招集期日	令和4年2月16日(水)	開会 午前10時37分	閉会 午前11時42分	
2 招集場所	岩出山総合支所2階 第3会議室			
3 出席委員等	教育長	熊野 充利	教育長 職務代理者	青 沼 陽 一
	委員	堀 智恵子	委員	早 坂 正 年
	委員		委員	
4 欠席委員	若見朝子, 佐藤 寛			
5 傍聴者	なし			
6 事務局職員 出席者	教育部長	宮 川 亨	教育部参事	田 中 政 弘
	教育部参事 兼教育総務 課長事務取扱	宮 野 学	学校教育課長	木 村 博 敏
	生涯学習課長	高 橋 和 広	文化財課長	横 山 一 也
	古川支局長兼 中央公民館長	中 川 早 苗	図書館長	高 橋 誠 明
	学校教育課 副参事	菅 原 栄 治		
7 書記	教育総務課 課長補佐	久 本 裕	教育総務課 主幹兼係長	加 藤 浩 司
8 議 事	議案第5号	第2期学校給食基本構想・基本計画の中間見直しについて		
	議案第6号	大崎市公民館のあり方指針第二次改訂(最終案)について		
	議案第7号	大崎市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則		
	議案第8号	大崎市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則		
	議案第9号	教育機関以外の施設の長に対する事務委任規程等の一部を改正する訓令		
	議案第10号	大崎市生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令		
	議案第11号	大崎市こどもの心のケアハウス事業実施要綱の一部を改正する告示		
	議案第12号	大崎市図書館管理運営規則の一部を改正する規則		
	議案第13号	人事案件について		
	報告事項	大崎市生涯学習推進計画策定スケジュール(案)について		
	報告事項	市長の権限に属する事務の委任に関する規則等の一部を改正する規則について		

<p>教育長</p>	<p>ただいまから、令和4年第2回大崎市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>出席委員定足数に達しておりますので、令和4年第2回大崎市教育委員会定例会は成立いたしました。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりとなります。</p> <p>これより会議を開きます。</p>
<p>教育長</p>	<p>初めに、令和4年第1回定例会の会議録の承認を求めます。</p> <p>内容については、御異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
<p>教育長</p>	<p>御異議ないものと認め、会議録を承認いたします。</p> <p>次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>堀委員にお願いをいたします。</p> <p>御報告いたします。</p> <p>本日の教育委員会定例会への傍聴者については、おられないことを報告いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>続いて、私から教育長報告をさせていただきます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症につきましては、先月市内の保育施設2カ所でクラスターが発生し、2月に入ってもオミクロン株による感染者が小学校を中心に激増している状況で、本日も臨時休業を実施している学校もあり、その勢いは衰えを見せません。</p> <p>医療や保健所の対応も逼迫してきており、これまでは学校等で陽性者が確認された場合には、保健所が濃厚接触者を特定し、その検査を行ってまいりましたが、現在は、濃厚接触者の特定を学校と教育委員会が行う状況にもなってきています。無症状であれば7日間の自宅待機後、登校できることとはなりましたが、学習面だけでなく、給食などにも影響が出ており、これまで以上に児童生徒並びに教職員の健康観察が重要となってきました。</p> <p>各学校、幼稚園では感染症予防対策のさらなる徹底を図り、たとえ休業措置等を取らなければならない場合でも、学びが途切れることのないよう、また児童生徒の心のケアにもしっかりと対応してまいります。</p> <p>次に、寄附の申出について御報告いたします。</p> <p>2月8日に、一般社団法人おおさき青年会議所のじゃがいもクラブ様から、市の奨学資金として10万円の寄附の申出がありました。</p> <p>同クラブ様からは継続して寄付をいただいております。改めて厚く感謝申し上げますとともに、経済的理由によって修学に困難がある生徒に対する支援に活用させていただくことといたします。</p> <p>次に、学校給食について御報告いたします。</p> <p>1月24日から30日の全国学校給食週間に合わせて、1月26日に松山小と大崎東学校給食センターとの共催により、オンライン給食まつりが行われました。</p> <p>子どもたちは、前日に同センターの建設の様子や調理動画を視聴し、当日の給食まつりでは、給食の時間に各クラスと同センターをオンラインでつないで、栄養士や調理員、配送員、生産者など、給食に関わる人たちへの感謝の手紙を給食委員長が紹介いたしました。</p>

また、子どもたちは、画面向こうの調理員などに給食を作り始める時間などの質問を投げ掛け、回答に耳を傾けておりました。

他の学校や給食センターにおいても、学校給食週間の目的に沿ったさまざまな行事が実施されたところであります。

最後に、2月7日より行われております令和4年第1回大崎市議会定例会について、御報告いたします。

2月9日と10日には会派代表質問が行われ、教育関係では、改新クラブ、創新会、日本共産党大崎市議会議員団及び新生会の4つの会派から、学力向上に向けた取り組み、GIGAスクール2年目に向けての内容、教育施設への不審者侵入防止対策、不登校特例校設置の可能性などの御質問をいただきました。それぞれの質問に対し、教育委員会におけるこれまでの取り組みを丁寧に御説明しながら、今後の考え方や方向性をお示しし、各事業の一層の推進に向け取り組んでいく旨をお答えしてまいりました。

また、教育関係に関する予算特別委員会は、2月17日及び18日午前中までの日程で開かれ、新年度予算等の審議が行われる予定であります。

新年度予算関連の質疑につきましては、令和4年度における教育委員会の重点施策の内容も踏まえ、丁寧に御説明申し上げながら、理解を得てまいります。

本日の委員会では、計画や指針の改訂案、規則の一部改正、及び人事案件に関する議案を提出いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上で、教育長報告を終わります。

この報告について、何か御意見があればお願いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようですので、教育長報告については以上とさせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第1、議案第5号第2期学校給食基本構想・基本計画の中間見直しについてを議題といたします。

教育総務課長、説明願います。

教育総務課長

議案第5号第2期学校給食基本構想・基本計画の中間見直しについて、御説明いたします。

本件につきましては、平成29年度から令和8年度までの10年間の計画として策定しました第2期大崎市学校給食基本構想・基本計画について、計画策定から5年が経過し、中間見直しを行ったものです。

今回の中間見直しに当たりましては、計画の基本方針は引き継ぎ、基本計画の取組内容を見直すこと、SDGsやカーボンニュートラル、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式の考え方を盛り込むこと、令和2年度に実施した食生活状況調査の結果を踏まえた内容に見直すという基本方針のもとに内容を修正しております。

資料1の計画書をごらん下さい。

1枚めくっていただきますと目次がございますが、さらにもう一枚めくっていただきますと基本構想・基本理念が書かれたページがございます。今回の見直しでは、新たに基本方針、①食育の推進の施策の方向の1番目、給食内容の充実を新たに追加しました。

もう一点は、基本方針③、よりよい学校給食の運営の施策の方向の4番目に令和3年4月から始まりました給食費の公会計による業務の効率化を新たに追加しております。

給食内容の充実につきましては、8ページに計画の目標値がありますが、国の学校給食実施基準に定める栄養素量や食品構成を満たしつつ、おいしく食べられるよう給食内容の充実を図るという内容です。

次に、SDGsの考え方については、10ページをご覧ください。

食育の推進と関連して4つのSDGsの考え方をリンクさせています。SDGsの考え方については、基本方針ごとに関連するものを目標として掲げています。

12ページ、13ページをごらん下さい。

コロナ禍において、楽しく食べる環境づくり、食生活状況調査の結果からもわかりますとおり、家族でご飯を食べる機会が減ってきており、食に関する知識の習得も学校給食の大きな役割の一つになってきています。

15ページからは地産地消の推進ですが、生産者の高齢化や生産者グループが少なくなっていることにより、地場産食材使用率の向上は難しい状況にあります。大崎東学校給食センターのように前日納品できるような冷蔵庫を新たに備えたり、市の農林振興課と連携して生産者の紹介をしてもらったりしながら、地場産食材利用率の向上に努めていきたいと考えております。

最後に、20ページに記載しておりますが、給食の食べ残しを減らすことも大きな課題の一つと捉えております。

計画の見直しに当たりましては、庁内検討委員会、学校栄養士会、パブリックコメント、学校給食運営審議会での審議を経て最終案としております。

パブリックコメントでは、2人の市民の方から意見を頂戴し、コロナ禍での自炊の増加に伴い、家庭でも取り入れられるような給食のメニューがあると思うが、市のウェブサイトでの情報の発信力が足りない、地場産食材についてもっと情報発信してほしいなど、学校給食に関する情報発信力が足りないとの意見をいただき、これらの意見も盛り込んで中間見直しを行ったところです。

計画案の概要説明は、以上となります。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

教育長

ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

質疑がなければ、本案について御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程第2、議案第6号大崎市公民館のあり方指針第二次改訂(最終案)について議題といたします。

中央公民館長、説明願います。

中央公民館長

前段、お詫びを申し上げたいと思います。

本日、差し替えの資料としまして、資料2の3、2の4、資料3、それと、あり方指針の正誤表を配付させていただきました。

これまで訂正、修正を加えながら進めてきたわけですが、資料のほうが修正不足のものが配付されたということでたいへん申し訳なく思っております。お詫びを申し上げます。

このことにつきましては、教育委員の皆さまにも11月25日の教育委員協議会の中で中間報告ということでお示しをさせていただきました。

主な改定の理由といたしましては、資料2の2の2、基本的な考え方をお示しさせていただきますが、今回、平成29年3月の改訂後に公民館を取り巻く環境が変わったということが大きな改訂の理由となっておりますが、特に今回中央公民館が廃止され、地域交流センターが設置されて、中央公民館機能が地域交流センターに移行するということも踏まえまして、主な見直しのポイントとしては、地域交流センターの供用開始に伴う中央公民館の取扱いであったり、あわせて基幹公民館の地域運営の可能性、それから地区公民館に今年の4月から、指定管理がスタートして3期目の最後の年となり、4期以降の地域運営のあり方、考え方を改訂版として示すことといたしたところでございます。

あとは、これまでの第2次改訂のときの文言の統一がされていなかった表現であったり、そういうものを修正しながら、今回まとめたものとなります。

資料2の1におきましては、検討経過ということで、これまで協議会で中間案をお示した以降、社会教育委員会等にもお諮りしながら、修正などを加えてきたところでございます。

本日、さきに開催しました社会教育委員会会議の中でも概ね了承された内容ではございますので、それを受けまして、今回、部内会議を経て、教育委員会のほうに提案させていただいたということになります。

今後、2月28日には生涯学習推進本部の幹事会などでもお示しをしながら、最終的には生涯学習推進本部のほうに試案を報告することで考えているところでございます。

なかなか、公民館のあり方ということでございますが、これまでも基幹公民館の指定管理ということが議論されてきたところですが、第二次改訂のときには地域の拠点施設としてそういった機運も地域で高まっていない中で、まだ時期尚早だろうという御意見もございました。今に至っても、なかなか基幹公民館については生涯学習の拠点の施設としてまだまだ行政としても引き続きリードしながら、地域住民の方々とさまざまな活動を展開する必要があるだろうということで、今回も基幹公民館にも指定管理については継続していきましようということにしております。

中身の変更点というのは、当初申し上げたとおりの交流センターに係る部分が一番大きいかなと思っております。

以上、提案説明といたしますが、何卒御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。
青沼委員。

青沼委員

全体としてはよろしいかと思うのですが、ただ実態の捉え方なのか、資料2の4、3ページ、コミュニティ環境の変化ということで、2行目から、近年、地域住民のコミュニティをめぐる環境が大きく変化しているのは間違いない。その次に、コミュニティ意識は高いものと記載があるが、コミュニティ意識が高いのは、言葉は悪いけれども、田舎のほうとかはあるが、中央に住んでいると、感じ方かもしれないが、完全に希薄化していますので、これは疑問でした。

今回、説明のために資料をたくさんつけていただいたのですが、特によかったのが、法的な資料が最後につけられていて、勉強になりました。

教育基本法が変わって、考え方が変わってきている。12ページには、教育委員会の責任体制の明確化とかなどは、自分自身も確認の意味で、教育委員会のやるべきことなどが書いてありますし、ただ難しいのは、教育委員と社会教育委員の会議との、その辺が少し見えない。責任体制としてはかなり重いものがあるということがわかったので、たいへん勉強になったので、大事にとっておきたいと思いました。

基本法が変わって、社会教育法も変わったので、今までやってきて形上あったものが実際にはどうなのかというところで詰めていかなければいけないところがたくさんあるので、今回の中央公民館のあり方についても、大崎市の公民館の考え方も、さきほど協議会でも話したのですが、生涯学習計画と推進計画とリンクして進めていく必要があると思う。

教育長 そのほかにございませんか。
早坂委員。

早坂委員 将来的になのですけれども、公民館のあり方として、今、施設ありきの公民館の体制になっているのですけれども、これからはデジタルとしての集いの場が必ず必要になってくるのではないかなと思う。共働きが増えてきて、コロナもあって、なかなか現実の場所に集まってどうのこうのというのが難しい時代になっている。たぶん5年後ぐらいなのですが、メタバースとって、デジタル空間の中に人が集まるような社会変化が起こってくるので、将来的にはデジタル公民館のようなものも需要として出てくるのではないかと思いました。
ですので、どういうふうはこの公民館を、デジタルトランスフォーメーションと言ったら格好がいいですけれども、今のデジタル世代でも集いやすいような受入れ態勢にしていくかが課題というよりもそうせざるを得なくなってくるだろうなど見ていて感じました。

教育長 中央公民館長。

中央公民館長 ありがとうございます。
いろいろ、今学校でも社会でもデジタル化が進んでいて、市のほうでもそういった考え方の計画を作ったりということで進んでいますけれども、確かにいろいろな学習の場であったり、そういうデジタルを活用していく、いわゆるオンラインで自宅などにおいて学べるということも当然ながら社会教育現場でも必要になってくると、私も認識しております。
ただ一方で、社会教育現場においては地域生活などに密着するということがありますので、やはりその地域社会で生活していく中で、例えば防災であったり、いくらデジタルが進んでも情報が入手できて、実際に人が動かないと災害対策とはならない。
そういったことも含めて、社会教育という部分、集うというお話がありましたけれども、そういったことを今後も大切にしていかなければならないと思っております。
委員仰るとおり、そういったデジタル部分は今後より一層、社会教育の部分で検討していく必要があると認識をしておりますので、今後とも御指導をお願いいたします。

教育長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
教育長	<p>質疑がなければ、本案について御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第3，議案第7号大崎市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について議題といたします</p> <p>学校教育課長，説明願います。</p>
学校教育課長	<p>議案第7号大崎市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>就学援助につきましては、教育基本法第4条第3項及び学校教育法第19条の規定に基づきまして、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対しまして、学用品や通学用品費などの援助を行うものでございます。</p> <p>今回の改正につきましては、就学援助における学校給食費について、学校教育課が学校に支給し、代理受領した学校が教育総務課へ支払う方法を、学校教育課から請求者へ直接支払う方法に改めるものであります。</p> <p>また、就学援助申請時の学校長所見書の提出について、必須ではなく、教育長が必要に応じて提出を求めることができる規定に改めるものであります。</p> <p>あわせて、様式中の行政区や押印欄について見直し、項目名を追加するとともに、規則内の用語の表現が様式と一致していないため、規則の表現に合わせ統一するものであります。</p> <p>以上、議案第7号の提案説明といたしますが、御審議のうえ、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
教育長	<p>ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
教育長	<p>質疑がなければ、本案について御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第4，議案第8号大崎市教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則を議題といたしますが、本案につきましては、次の日程第5，議案第9号から日程第7，議案第11号までと関連がございますので、これら4つの議案について一括して説明、御審議をいただきたいと思います。</p> <p>中央公民館長，説明願います。</p>
中央公民館長	<p>私のほうから、議案第8号から議案第11号までにつきまして、一括して御説明申し上げます。</p> <p>この件につきましては、今回、3月末日をもって中央公民館が廃止され、4月1日から地域交流センターが設置されることとなります。</p> <p>それに伴います関係規則、告示等を一部改正するものであります。主には、例えば中央公民館であったものが地域交流センターに、中央公民館長のところについては地域交流センター長に改正するというのが主なところであります。</p>

施行期日につきましては、令和4年4月1日ということになります。
御審議のうえ、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長 ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 質疑がなければ、本案について御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
続きまして、日程第8、議案第12号大崎市図書館管理運営規則の一部を改正する規則について議題といたします
図書館長、説明願います。

図書館長 議案第12号大崎市図書館管理運営規則の一部を改正する規則について、主な改正内容を御説明いたします。
今回の改正は、附帯設備の使用料の区分について一部内容を変更する改正となっております。
附帯設備の使用料については、規則に定めた使用料の区分に応じて納入いただいておりますが、展示用パネルについては使用料の区分が実態に即したのではなく、使用者の金銭的負担が大きいことから、使用料の区分を1回から1日に改めるものです。
従前は、午前、午後、夜間の区分ごとに使用料として1,000円を納入いただいておりますが、1日借りれば1,000円掛ける3区分となり、3,000円を納入いただいております。
改正後は1日1,000円の納入となり、使用者の金銭的負担を減らすことができます。
なお、当該改正は、公布の日から施行するものといたします。
以上、提案説明といたしますが、何卒御審議のうえ、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただいまの件につきまして、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 質疑がなければ、本案について御異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、日程第9、議案第13号人事案件についてを議題といたします。

青沼委員 発議。

教育長 発議がございましたので、認めます。
青沼委員。

青沼委員 人事案件でありますので、教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、議案第13号を秘密会とすることのお取り計らいをお願いいたします。

教育長 お諮りいたします。
議案第13号を秘密会とすることに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

御異議なしと認め、議案第13号を秘密会といたします。
教育部長，教育部参事，教育総務課長を除き，そのほかの方々は御退室願います。
暫時休憩します。

(退出者入場後，再開)

教育長

再開いたします。
報告事項に入ります。
まずは，(1)大崎市生涯学習推進計画策定スケジュール(案)についての報告をお願いします。
生涯学習課長，報告願います。

生涯学習課長

資料3になります。
大崎市生涯学習推進計画の策定についてのスケジュール案の説明となります。
平成25年3月に策定されました大崎市生涯学習推進計画の計画期間は，平成25年度から令和4年度までの10年間としておりました。社会情勢や生涯学習を取り巻く環境の変化に対応するため，概ね5年が経過した平成31年に一度見直しを行いました。
今般，本計画の策定から10年を迎えることから，これからの概ね10年を見据えた第2期の計画を策定するものとなります。
策定スケジュールは，令和4年1月から令和5年3月までといたしまして，推進計画の期間は，令和5年度から令和14年度までの10年間としたいと思っております。
内容としましては，生涯学習推進計画で掲げている4つの基本目標と13の推進方策ごとに進捗状況や成果を点検評価しながら，必要に応じて取組み内容等を検討してまいりたいと思っております。
具体的には，教育委員会で方向性を示しながら，素案を作成し，関係部署等と協議のうえ，原案を作成していきたく思います。
さらに，社会教育委員の会議及びスポーツ推進審議会，教育委員さんから意見を頂戴しながら，庁内職員ワーキングで内容の検討，修正を図り，策定案を作成し，さらに市民アンケート調査も実施しながら策定案を作成し，最終的には生涯学習推進本部で決定していきたくと考えております。
スケジュールにつきましては，資料3のとおりとなっておりますので，このようなスケジュールで進めていきたくと考えておりますので，よろしくお願ひしたいと思っております。
以上です。

教育長

ただいまの件につきまして，質問はありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

なければ，本案については了といたします。
続いて，(2)市長の権限に属する事務の委任に関する規則等の一部を改正する規則についての報告をお願いします。
中央公民館長，報告願います。

<p>中央公民館長</p>	<p>市長の権限に属する事務の委任に関する規則等の一部を改正する規則について、御説明申し上げます。</p> <p>この件につきましては、今回、令和4年4月1日に設置されます大崎市地域交流センターの利用許可、使用料の収納及び減免、その他管理運営に関することを教育委員会に委任するとともに、関係規則の見直しを行うものであります。</p> <p>制定の要旨といたしましては、大崎市地域交流センターの管理運営等に関し、教育委員会へ委任すること、それから公民館運営審議会の廃止に伴い報酬規定を削ること、それから大崎市中央公民館の廃止及び大崎市地域交流センターの設置に伴い各規則の字句を整理するものとなっております。</p> <p>この件につきましては、交流センターについては市長部局の施設ということで、4月から教育委員会に委任することとなることから、現在市長部局のほうでこの関係規則を改正している状況であります。</p> <p>施行期日は、令和4年4月1日としております。</p> <p>資料5ページに、市長の権限に属する事務の委任に関する規則等の一部を改正する規則の新旧対照表ということで、これまで、例えば市民会館などもそうなのですが、これも市長部局からの委任に基づいて教育委員会が管理をしているのですけれども、別表のほうに地域交流センターが追加されることとなりますので、御了承いただければと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただいまの件につきまして、質問はありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
<p>教育長</p>	<p>なければ、本案については了といたします。</p> <p>本日の議事案件については以上となりますが、委員の皆さんから、ほかに何かございますか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、以上で本日の教育委員会定例会を終了いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、各課・館の報告に入ります。</p> <p>教育部長→参事(学校教育)→教育総務課長→学校教育課長→生涯学習課長→文化財課長→中央公民館長→図書館長→学校教育課副参事</p>
<p>閉 会</p>	<p>この会議録の作成者は次のとおりである。</p> <p>教育総務課 総務担当 主幹兼係長 加藤浩司</p> <p>上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>_____ 教 育 長</p> <p>_____ 署名委員</p>